ＥＵ－Ｃ３４１　財政学
オリエンテーション

４月１２日（月）

前半　１０：３５－１１：０５
後半　１１：２０－１１：５０

【使用するテキスト】
・スティグリッツ『公共経済学（第２版）』（上・下），東洋経済新報社
　講義での主として理論的な面をカバーするテキスト
　その他の財政学の教科書で代用しても可
・川北力編『図説日本の財政　平成15年度版』，東洋経済新報社
　財政の現状についての解説，公務員試験では必携
　財務省他の政府のホームページも重要な情報源
・永長正士編『図説日本の税制　平成15年度版』，財経詳報社
　税制の現状についての解説

【他の授業科目との関連】
・「基礎ミクロ経済学」，「基礎マクロ経済学」をすでに履修していること。
・「公共政策論」，「地方財政」，「公共経済学」を履修するには，この科目をすでに履修していることが前提となる。
・学年指定はないが，経済学部では３年生が標準的な履修学年。２，４年生の受講も可能。

【受講生に対する希望】
・内容が広範にわたり，試験前の一夜漬けで合格できる科目ではないので，継続的に勉強することが必要である。
・出席はとらない。自己責任で勉強のペースを管理すること

【成績評価の方法】
・宿題（20%），中間試験（30%），期末試験（50%）で評価する。
・授業での重要な内容をおおむね理解できている水準に達していることを「C」の基準とし，宿題・試験の成績60点以上が目安となる。
「D・F」は，再履修が必要かどうかを基準として絶対評価で判定する。
「A・B・C」の評価は相対評価とし，おおむね均等な配分となることを予定する。
・OHPセットアップのボランティアを募集（2名）。最終成績に１０点加点する。第2回授業の終わりに申し出てください。

【その他】
・授業中の私語・携帯電話等，他人の迷惑となる行為は厳禁する。

【オフィス・アワー】
・水曜１２時３０分－１３時３０分　第2研究館・229号
・時間の変更があり得るので，ホームページの掲示をチェックすること。
・上記時間以外の面会は，メールでアポをとること。
（iwamoto@econ.hit-u.ac.jp）
・ＴＡのオフィス・アワーについてはＴＢＡ。

【ホームページ】
・講義ノートは授業前日までに，ホームページ（アクセス制限なし）で公開。
・その他，授業に関する情報はホームページに掲載する。
（http://www.econ.hit-u.ac.jp/~iwamoto/index_j.html）

序論　(Stiglitz, 第1章)

財政学とは何か？
政府の役割とは何か？
財政学はどのような問題を考えるのか？

キーワード

混合経済	民営化
重商主義	自由放任
雇用法	規制改革
生産可能性曲線	経済モデル
実証経済学	規範経済学

財政学とは何か？

・公共経済学との関係
Public Finance and Public Economics
かつては財政学は経済学と独立した学問であったが，現在は応用経済学の一分野と見なされる。
公共経済学は，応用経済学の側面を強調した新しい言い方。
現在では公共経済学・財政学に違いはないと考える立場もある。

・「経済学入門」との関係
Mankiwの10原理
#6　Markets are usually a good way to organize economic activity
#7　Governments can sometimes improve market outcomes

政府の役割については，さまざまな考え方がある。

自由放任

アダム･スミス
夜警国家
政府の役割は国防，警察，若干の公共事業

計画経済

福祉国家

ベバリッジ報告
政府の役割は社会保障を加える

新自由主義

サッチャー，レーガン，中曽根
民営化

混合経済
政府と市場がともに役割をもつ

7

･混合経済での市場と政府の役割はどのようにして決まるのか？
市場が機能すれば，効率的な資源配分が達成される。
市場は失敗することもある（市場がうまく機能しない）。
市場の失敗があれば，政府がとってかわるべきか？
かならずしもそうでない。政府も失敗することがある。

政府の出番は，2つの条件が満たされるとき。
a.市場が失敗している。
b.政府が市場よりもよい成果を出せる。
（政府の失敗がないor小さい）

市場の失敗＞政府の失敗

政府の役割は，つねに市場と政府の相対評価で決まる。

予告編
「市場の失敗」
1　不完全競争
2　公共財
3　外部性
4　不完備市場
5　不完全情報
6　失業，マクロ経済的撹乱

「政府の失敗」
政府が全知全能ではない理由
1　情報の制約
2　政策手段の制約
3　官僚制の弊害
4　政治過程の弊害

財政学（経済学）の問題
1　「何を（what）」生産するのか
2　「いかに（how）」生産するのか
3　「誰のために（for whom）」生産するのか
4　どのように決定されるのか　（誰が[who]）

「行政関与の在り方に関する基準」
（1996年12月，行政改革推進委員会）
基本原則A　「民間でできることは民間に委ねる」という考え方に基づき，行政の活動を必要最小限にとどめる。
基本原則B　「国民本位の効率的な行政」を実現するため，行政サービスの需要者たる国民が必要とする行政を最小の費用で行う。
基本原則C　行政の関与が必要な場合，行政活動を行っている各機関は国民に対する「説明責任（アカウンタビリティ）」を果たさなければならない。